

(青年部規程案第6条関係)

公益財団法人高知県遺族会定款

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高知県内各地区遺族会と連携して、国を守るために命を捧げた戦没者を慰霊・顕彰することにより、戦争の悲惨さと平和の大切さを後世に伝え、世界の恒久平和の確立に寄与するとともに今日の平和日本の礎となった戦没者の遺族の福祉向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 英霊の顕彰並びに慰霊に関する事業
- (2) 遺族の福祉向上に関する事業
- (3) 遺族の援護相談に関する事業
- (4) 機関紙の発行に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は高知県において行うものとする。